

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法第252条の7第2項の規定により、秋川流域斎場組合を東京都市町村公平委員会に加入させ、及び当該加入に伴い東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更するものである。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約案

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。